

○香川県警察職員特別ほう賞金に関する訓令

昭和 43 年 4 月 5 日
警察本部訓令第 10 号

改正 昭和 44 年 4 月 1 日本部訓令第 4 号、昭和 50 年 4 月 1 日本部訓令第 3 号、平成 6 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号

香川県警察職員特別ほう賞金に関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員特別ほう賞金に関する訓令

(この訓令の趣旨)

第 1 条 この訓令は、香川県警察職員特別ほう賞金条例（昭和 43 年香川県条例第 21 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、香川県警察職員（以下「職員」という。）に対する特別ほう賞金の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の上申)

第 2 条 所属長（以下「上申者」という。）は、所属の職員に特別ほう賞金を授与するに相当する事由が生じたと認めるときは、別記様式第 1 の審査上申書により、速やかに特別ほう賞金の授与に関する審査を本部長に上申するものとする。

(委員会)

第 3 条 県本部に、特別ほう賞金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には本部長を、委員には部長、会計課長及び監察課長をもってあてる。
- 4 本部長は、前項に掲げる者のほか、必要と認めるときは、別に委員を指名することができる。
- 5 委員長に事故があるときは、警務部長の職にある委員がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(委員会等の任務)

第 4 条 本部長は、第 2 条の規定による上申があったときは、その案件を委員会の審査に付するものとする。

- 2 委員会は、審査に付された案件について、必要な事項を審査する。
- 3 委員会は、前項の審査にあたっては、別に定める「功労認定基準」により、公正、かつ、迅速にこれを行わなければならない。
- 4 委員会は、特別ほう賞金を授与するかどうかを決定し、授与する場合にあつてはその授与額及び受取人を決定し、本部長に答申する。

(審査の方法)

第 5 条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員会において必要があると認めるときは、上申者、当該事案の調査者及びその他関係人から説明を求めることが

できる。

(授与の条件)

第6条 条例第2条の殉職者特別ほう賞金及び障害者特別ほう賞金は、原則として警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)第4条に基づく賞じゅつ金の対象となったものについて授与するものとする。

(授与の手続)

第7条 本部長は、委員会の決定に基づいて特別ほう賞金を授与することとした場合は、別記様式第2の特別ほう賞金授与通知書によりその旨を上申者に通知するとともに、直ちに特別ほう賞金の授与手続をとるものとする。

2 本部長は、委員会の決定に基づいて特別ほう賞金を授与しないこととした場合は、別記様式第3の通知書によりその旨を上申者に通知するものとする。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、警務部監察課において行うものとする。

2 監察課長は、別記様式第4の特別ほう賞金授与台帳を備え、特別ほう賞金を授与した都度所要事項を記入し、事務処理の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和43年4月5日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年4月1日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日本部訓令第3号)

この訓令及び規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日本部訓令第4号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日本部訓令第4号)

1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

(別記様式 省略)